

## 地方独立行政法人天王寺動物園運営費交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、地方独立行政法人天王寺動物園（以下「法人」という。）に対する運営費交付金（以下「交付金」という。）の交付について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「標準運営費交付金」とは、通常の法人運営の財源に充てるために交付する交付金をいう。
- (2) 「特定運営費交付金」とは、年度の事情によって変動する法人職員の退職給付の財源に充てるために交付する交付金をいう。

### (交付事業等)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、法第25条第1項の規定により設立団体である大阪市が法人に対して指示した地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標に基づく事業とする。

2 交付金の対象経費及び額は、次のとおりとする。

| 交付事業及び対象経費  | 額    |
|---|------|
| (1) 標準運営費交付金<br>次の各号に掲げる経費から入園料収入等その他自己収入を除いた額<br>①人件費（退職給付に関する経費を除く）<br>②事業費 | 左記の額 |
| (2) 特定運営費交付金<br>退職給付に関する経費の額  |      |

### (交付金の申請)

第4条 法人が中期計画及び年度計画を踏まえた交付金の交付申請をしようとするときは、事業開始日の属する年度の前年度の3月末までに、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、法人に対して前項の申請に係る関係資料の提出を求めることができる。

### (交付金の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請により、法人の業務の財源に充てるために必要と認めるときは、予算の範囲内で法人に対する当該事業年度における交付金の総額及び交付時期ごとの交付金額について決定し、交付決定の通知（様式第2号）を行う。

（請求期日及び交付時期）

第6条 交付金は、交付する年度において4回に分けて交付するものとし、交付金の請求期日及び交付時期は次のとおりとする。ただし、緊急を要する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 請求期日が大阪市の休日を定める条例に規定する市の休日にあたるときは、市の休日の翌日をもって請求期日とする。

請求期日・交付時期

|     | 請求期日         | 交付時期 |
|-----|--------------|------|
| 第1回 | 交付決定通知後遅滞なく  | 4月   |
| 第2回 | 交付時期の前月20日まで | 7月   |
| 第3回 | 交付時期の前月20日まで | 10月  |
| 第4回 | 交付時期の前月20日まで | 1月   |

（交付申請金額の変更の申請）

第7条 法人は、社会情勢の変化や事業内容等の変更により、交付申請金額の変更をしようとするときは、変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、法人に対して前項の申請に係る関係資料の提出を求めることができる。

（交付申請金額の変更の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請により、変更の必要を認めるときは、第3条の規定による交付決定を変更し、変更の通知（様式第4号）を行う。

（状況報告）

第9条 市長は、必要があると認める場合は、法人に対して交付金に基づく事業の遂行に関する報告を求めることができる。

2 法人は、前項の規定により報告を求められたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（事業年度終了後の報告及び精算）

第10条 法人は、当該事業年度が終了したときは、交付金に基づく事業の遂行に関して市

長に報告しなければならない。

2 交付金の精算については、法第 40 条の規定に基づくものとする。

(特定運営費交付金に係る報告及び精算)

第 11 条 法人は、前条の規定に関わらず、事業完了日の属する年度の 3 月末までに、特定運営費交付金実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、交付金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、確定の通知（様式第 6 号）を行うとともに、精算を行うものとする。

(関係書類の整備)

第 12 条 法人は、交付金に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、交付金の交付された事業年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 本要綱に定めのない事項については、市長がこれを定める。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 法人設立年度については、第 2 条第 1 項の規定に関わらず、法人は設立後ただちに交付申請書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の地方独立行政法人天王寺動物園運営費交付金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 3 条第 2 項に規定する標準運営費交付金及び特定運営費交付金にかかる交付申請及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても、改正後の要綱第 4 条及び第 5 条の規定の例により行うことができる。